

理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準について

公益財団法人 ささえあいのまち創造基金

理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準については、次のとおりです。

記

1. 理事、監事に対する報酬は、次の定款どおり無報酬とする。

公益財団法人 ささえあいのまち創造基金 定款
(報酬等)

第 29 条 理事・監事は無報酬とする。

- 2 常勤の役員に対しては、評議員会において定める総額の範囲内において、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 3 理事及び監事に対しては、費用を弁償することができる。この場合の基準については、理事会の決議を経て、別に定める。

2. 評議員に対する報酬は、次の定款どおり無報酬とする。

公益財団法人 ささえあいのまち創造基金 定款
(評議員の報酬等)

第 15 条 評議員は、無報酬とする。

- 2 評議員に対しては、費用を弁償することができる。この場合の基準については、理事会の決議を経て別に定める。

以上

役員報酬に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人ささえあいのまち創造基金（以下「本財団」という。）定款第29条の規定に基づき、役員報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (2) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本財団は、常勤の役員に対して職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤の役員には、役員報酬月額20万円以内の役員報酬を支給することができる。
- 3 役員等に対して、本財団より特別の任務として講師及び原稿執筆を委嘱した場合に限り、講師謝金及び執筆謝金を支給することができる。
- 4 前項に該当する謝金を支給する場合は、理事長がこの金額を決定する。

(報酬の額の決定)

第4条 本財団の常勤役員の役員報酬月額は、前条第2項の規定内で理事会の承認を得て決定する。

- 2 報酬月額は、当該役員の勤続年数、勤務実績、職務遂行能力等を勘案し算定するものとする。

(改正)

第5条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年2月1日より施行する。